

あわらし監査委員告示 第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を、あわらし監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和7年6月24日

あわらし監査委員 杉 本 一
あわらし監査委員 北 島 登

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

教育委員会 教育総務課（芦原小学校、細呂木小学校）

3 監査の範囲

令和6年度の財務に関する事務の執行及び施設の管理

4 監査の期間

令和7年5月1日から令和7年6月3日まで

5 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料及び財務会計システムをもとに、財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から事務の執行状況を聴取した。また、必要に応じて関係帳簿及び関係書類の通査・照合を行った。

6 監査の結果

各学校における財務に関する事務の執行及び施設の管理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については改善等を求めたい。

1 不適切な立替払いについて

教育活動に必要な物品等の購入に際して、職員が立替払している事案が複数認められた。加えて、清算がすみやかに行われていないもの、清算に際して受領日及び受領印のないもの、清算額に誤りがあるもの、クレジットカード等での決済によるものも確認できた。

教育活動に必要な物品等の購入代金の多くは学納金会計から支払われる。学納金会計は公金とは言えないものの、保護者から教育活動等に使用するとして集金していることを踏まえると、公金に準じた厳格かつ慎重な取り扱いが必要である。

立替払は公費と私費との混同にも繋がることから、立替払する際のルールを定めている。ルールを順守することを関係者に再度周知徹底し公明な会計の維持に努められたい。

2 支払遅延について

教育活動に必要な物品等の購入において、請求書を受領してから支払いまでに1ヵ月以上経過している事案が散見された。

支払遅延は契約相手方の資金繰りに影響を与えることから、速やかな支払手続きを行うよう改善されたい。

また、本件と関連して、教育活動に必要な物品等の購入代金を通帳から出金したものの実際の支払が約1ヵ月後という事案があった。この間、現金は金庫にて厳重に保管されていたものの、支払遅延等を防止する適切な保管体制について検討いただきたい。

3 備品管理について

今回の監査においては、取得価格が50万円以上の物品を抽出し現物確認したところ、備品台帳に登録されていない備品や既に廃棄していたものの備品台帳上に残っていたものが複数確認できた。

備品台帳は、一定額以上の備品について、購入（寄付）時又は処分時に、その事実を明確に記録する帳簿である。定期的に備品の棚卸しを行い、保有する財産の状況等について確認を行うことが望ましい。

4 適切な支払手続について

教育活動に必要な物品等の購入は、公金でない学納金会計から支出しているため、その管理方法は市の規則等でなく独自マニュアルで定めている。

今回の監査では、決裁前に通帳から出金しているもの、支払伝票等に決裁印や確認印がないものなど、独自マニュアルと異なった方法で支払手続している事案が確認できた。支払手続のルール形骸化は適切な支払が担保されないことを意味することから、今一度、マニュアルについて関係者に周知徹底し、厳格かつ慎重な取扱いをお願いしたい。

5 防火・防災対策、安全管理について

施設の安全管理等については、適切な対応を図り、児童・生徒らの安全確保に努められたい。

【芦原小学校】

特段の指摘事項はなかった。

【細呂木小学校】

(1) 薬品の管理体制

薬品の管理体制において徹底されていない部分が見受けられた。

6 施設の維持管理、補修について

施設の修繕等については、特段の指摘事項はなかった。